

令和3年7月2日

各 位

秋田県信用組合

不祥事件発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合において下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省いたしております。

また、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいている組合員の皆さま、地域の皆さまおよび関係する皆さまに改めて心からお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

(1) 事件を起こした者

比内支店に勤務していた元職員(40歳代 男性)

(2) 発覚の経緯および発覚日

お客様から口座履歴に不審な取引があるとの相談を受け、調査を実施した結果、5月27日に発覚いたしました。

(3) 事件内容

当組合比内支店において元職員は、平成28年8月から令和3年3月までの間、お客様(6名)のカードローン口座から、繰り返し現金を不正に引き出し、着服しておりました。

(4) 事故金額

6,759,000円

(5) 実質損害額

調査結果に基づき元職員の親族より弁済を受けており、現時点において損害額は発生しない見込みです。

2. 関係機関への報告

本件については、すでに監督官庁等へ報告を行っております。

3. 関係者の処分

元職員については、6月30日(水)付で懲戒解雇処分といたしました。また、理事長以下関係する役職員についても、経営責任、管理監督責任を明確にするため、内部規程に基づき懲戒処分を行いました。

4. 今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態が二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

以上

※本件に関する問い合わせ先: 秋田県信用組合 総務部
(電話 018-831-3551 平日 9:00~17:00)